

ID: 250

担当部署: 上下水道課

処分の概要	排水設備等の計画の確認及び変更確認		
例規名 根拠条項	高根沢町下水道条例 第6条第1項及び第2項		
例規番号	平成5年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (排水設備等の計画の確認)</p> <p>第6条 排水設備又は前条の排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規程で定めるところにより、申請書に、必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による確認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更にあつては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。</p> <p>3 管理者は、前2項の規定による確認を受けずに排水設備等の新設等を行っている者に対しては、当該工事の中止を指示することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日